

令和3年度第3回国立大学法人鹿屋体育大学学長選考会議議事要旨

日 時 令和4年1月21日（金） 14:30～15:28
場 所 【鹿屋体育大学会場】鹿屋体育大学事務局2階 大会議室
【東京会場】JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 会議室4（web会議を同時開催）
出席者 泉、上治、小館、宮嶋、濱田（幸）、前阪、高橋、田巻、前谷、原田の各委員
欠席者 中西、藤本、前田（明）、金高の各委員
陪席者 秋元監事、小林監事

議 題

1 前回議事要旨確認

原案のとおり確認された。

2 議題

(1) 学長の業務執行状況の確認について

事務局から資料3-1～3-11に基づき説明があった後泉議長から諮られ、審議の結果学長の業務執行状況に問題はないことが確認され、学長へ通知することが了承された。

(2) 鹿屋体育大学学長選考の課題等について

事務局から資料4-1～4-4に基づき説明があった後泉議長から諮られ、審議の結果以下のとおり修正することとし、それ以外は原案どおり了承された。

・資料4-3 国立大学法人鹿屋体育大学学長選考規則

(学長候補者の募集)

第6条 2（略）又は体育大学の特性を熟知できる者3名以上からの推薦を必要とする。
を熟知している者3名からの推薦に変更

3（略）及び経営協議会の学外委員（以下「推薦者」という。）が、推薦者3名以上の連署をもってを経営協議会の学外委員（以下「推薦者」という。）の中から、推薦者3名の連署をもってに変更

・資料4-4 国立大学法人鹿屋体育大学学長選考規則施行細則

様式第1号（その5）応募者推薦書

（注）1. （略）又は体育大学の特性を熟知できる方を熟知している方に変更

（注）3. を削除

様式第2号（その1）学長候補者推薦届出書

推薦人名簿の（注）を削除

(3) 国立大学法人鹿屋体育大学学長選考会議規則等の一部改正について

事務局から資料5-1～5-10に基づき説明があった後泉議長から諮られ、審議の結果資料5-4-2において、理事が学長選考会議の委員として必要であるかどうかについて後日アンケートを行うこととし、議題（3）は継続審議とすることとした。

<主な意見>

- 3名の理事を残すのは多いのではないかと危惧している。理事の数を1名または2名にした方が良い。もしくは最初から理事を委員として決めるのではなく、理事も投票の対象とする方が良い。
- 資料5(参考資料1)を確認すると、理事は教育研究評議会において選出された場合に委員となることができることとすしか記載されていないので、このとおりに解釈すれば、学長選考会議の委員を選考するのは教育研究評議会であり、そこで理事は投票において選出された場合に委員になるとしか解釈できないと思う。
- 理事が学長選考会議の委員になるというのは、大学の実情をよく把握しているという意味では理解できるが、今回の法人法改正は、理事が教育研究評議会で選出された場合に委員となることができるということであり、自動的に理事だから学長選考会議の委員となることは良くないということがこの文言の中に読みとれる。前提として理事が全員入るとするのはあまりにも学長の意向が強すぎて、投票で選ばれた委員が3人しかいない中で、意見を述べることができなくなるような気がする。
- これまで本学は、理事を加えることができるという規程に基づき理事を委員としていた。これは学長選考会議として理事が入ったほうが良いという判断が以前あったからだと思う。今回の法人法改正を踏まえた上で、学長選考会議として理事を加えるかどうかの判断をしないといけないが、学長の意向や考え方を学長選考会議で説明できる理事が1名または2名入った方が良いのではないかと思う。

以上